

を度れば除外できちろいはいかというものの、これは都知事権限で指定することであり、また三ヘクタールの集団農地ではないとできないという条件もある。

またへ議員より権利者からみ改の遊び場あるいは駐車場として市に借りていただきたい旨の申し出があった場合はどうか。——との意見に對しては、そういう土地があれば公共物として免税できるような措置したい。——等の答へがあり、またいづれにしても耕作者には悪いショックであり、とりわけこの戸数の点については十分協力してほしい。——との意見もあり、また特に各地の道路整備の推進、街づくりの今後のあり方、市当局の格別なる力を注ぐよう強く求め望みました。——として当委員会としては前段の趣旨については十分承知をいたしますが採択とせざるを得ない旨決定した次第であります。

次に後段の区画整理事業における砂利等により耕作不能にならぬよう十分考慮願いたいという趣旨については建設委員会との関係があり、当日正副委員長にもご足労願いご意見を伺いたしめりであります。いづれにいたしましてもこうするのは耕作者に対して迷惑を

かけるようなことがあつてはならず、また今後の市行政を進めるうえにおいて協力を願わなければならぬ市当局側におかれましても区画整理施行上十分注意をなさう強く意見を申しあげ、後段については採択と決定した次第であります。

どうか当委員会の決定とおりご採択いただきまますよう願ひいたしまし説明を終わります。

議長（末次隆男君）　以上で委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次隆男君）　以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。陳情が六号に対する委員会の報告は一部採択、一部不採択であります。

本件は委員会報告とおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次隆男君）　ご異議なしと認めます。よって陳情が六号は委員

会報告とおり決定いたしました。

議長（米次性男君） 日経ヤチ支議案第九号福生市、市の木、市の花
選定審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

議事係長より議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（米次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 企画調査（度）主幹
史久国利君

（企画調査（度）主幹史久国利君登壇）

企画調査（度）主幹（史久国利君） 議案第九号について提案理由の説明
を申しあげます。

選定審議会条例は市の木、市の花を定め、市の緑化をはかるため毎年
市（回定例会）にのこすとして議決をいただき五月一日より施行され、審
議会も発足し審議を重ねる中に行なわれました。 定例会が二百
日におきまして市の木、市の花の制定について可否決されましたことに
ともない本条例初期の目的が達成されましたので、市の木、市の花

選定審議会条例を廃止した人々提案申しあげる次第でございます。

慎重に審議のうえに可決くださいますようお願い申しあげます。説明
にかえさせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については委員会付
託および討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ただいま田村市郎君が所定の賛成者を得て本案
は委員会付託および討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありま
せんか。

(「要議」と呼ぶ者あり)

○議長(末次晴男君) お要議なしと認めます。 ようて議案第九十一号は原案とおり可決いたしました。

○議長(末次晴男君) 日程第九大議案第九十二号から日程第九議案第九十五号までの四件について一括して入程いたします。

日程第九大議案第九十二号東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

日程第九十七議案第九十三号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

日程第九十八議案第九十四号東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第九十九議案第九十五号東京都市町村交通災害共済組合規約の変更について

以上四件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。企画調査部長 大野中心一君

(企画調査部長 大野中心一君登壇)

○企画調査部長(大野中心一君) 議案第九十二号東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について説明申し上げます。

当組合は地方公務員法公務災害補償法の規定により、各議員が公務のために災害を受けた場合の補償事務を共同で処理するためにつくられたものでございますが、組合を組織する団体のうち杉戸町と稲城町がある十一月一日に市になりましたので名称を変更しようとするものでございます。

別表一、別表二でございますが、別表一は組織する団体の各市町村をいいます。別表二は組織する団体の組合議員の選挙区をいいます。名称でございます。

議案第九十三号東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置

規約の変更について説明申しあげます。

本規約は公務員法で規定されておりますもので、職員勤務条件等、措置要求や利益処分等の不服申し立て等がござる場合に見えりる規定する機関として共同で設けられてる組合でございまして、組織団体のうち多摩市と稲城町が市にござるのと羽村・瑞穂地区農林食組合がござる組合でござる組合に職員がおりますので加入させようとするものでございまして。

附則は昭和四十七年二月一日から施行とござるものは、関係市町村議会の議決をいただきますと知事許可を必要とせんが、一月中旬までに関係議会の議決をいただきます二月一日から施行したいということでございます。

議案第九十四号東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、これも前の変更と同じでございます。多摩市、稲城町が市にござるものと、羽村、瑞穂地区農林食組合がござるものでござるものとするものでございまして、また多摩市と

稲城町がつくっております衛生組合に稲城市が加入するたので名称変更をするのでございまして。

議案第九十五号東京都市町村交通災害共済組合規約の変更についてでございますが、当組合は現在二市町村で組織してござるして、やはり多摩市と稲城町が市にござるたので関係団体の名称と別表の選挙区の特の変更でございます。

たいへん簡単には説明でございますが、何となく慎重な審議賜りまして原案どおりと決定くださるようお願い申しあげまして説明を終らせていただきます。

議長（末次隆男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次隆男君） 以上で質疑を終わります。

四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号、九十四号、九十五号については委員会付託および討論を省略し、原案どおり

可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(木次性男君) ただいま田村市郎君から所定の賛成者を得て本案はいずれも委員会付託および討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すまいと異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(木次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第九十八号から九十九号までは原案どおり可決いたしました。

議長(木次性男君) 日程第二十議案第九十六号から日程第二十二議案第九十八号までの三件については一括してご採決いたします。

日程第二十二議案第九十六号契約締結について

(福生市民体育館新築工事)

日程第二十二議案第九十七号契約締結について

(福生市民体育館新築電気設備工事)

日程第二十二議案第九十八号契約締結について

(福生市民体育館新築空調給排水設備工事)

以上三件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 高水永君

(総務課長 高水永君登壇)

総務課長(高水永君) 議案第九十六号から第九十八号までの三議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件はかねてよりご厚意により改称市民体育館建設特別委員会におきまして慎重にご検討いただきましてある十四日の本会議におきまして債務負担行為の変更議決をいただいたわけでございます。

それに基づきましてある十八日午前十時から先般市民体育館の本体工事、電気設備工事、空調給排水設備工事等別々に入札を行なった次第でございます。

議案第九十六号につきましては市民体育館の本体工事でございます。鉄筋コンクリート造り二階、建築面積は二千五百五十二平方

メートル、床面積は四千四百三十四平方メートルでございます。また、施設といたしましては、柔剣道場をはじめ、柔剣道場、トレーニングセンター、卓球場、弓道場、図書室、会議室等でございます。契約の方法といたしましては、大手五社を指名いたしました。指名競争入札をいたした次第でございます。入札の結果につきましては別添の参考として添付してございます。入札の結果を示す調書^の裏にございまして、第三回目をもちまして株式会社竹中工務店が二億三千八百五十万円で落札したわけでございます。工期といたしましては昭和四十六年三月二十五日から昭和四十八年一月二十五日までとして契約を締結したいという事でございます。

議案第九十七号につきましては市民体育館に付帯いたします電気設備工事でございます。

本工事の概ねにつきましては、変電設備工事をはじめといたしまして、強電工事、弱電工事、電話工事、テレビ共聴視設備工事、火災報知機設備工事、避雷針等の設備工事でございます。

本工事も指名競争入札をいたしたわけでございますが、関東電気工事株式会社を筆頭に大手五社を指名し、入札の結果を示す調書^の裏に記載のとおり、大興電気株式会社は三回目をもちまして三千九百万円で落札をいたしました。工期といたしましては昭和四十六年三月二十五日から昭和四十八年一月二十五日までであり、本工事より約十日ほど時期がずれ

ておりますが、これは設備工事である関係上、日ほどの余裕をみたわけでございまして、大興電気株式会社も多摩支店と三千九百万円をもち、契約をいたしたと考える次第でございます。

議案第九十八号も体育館建設にともないます空調給排水設備工事でございます。給水、給湯設備工事、排水、通気設備工事、屋内給排水設備工事、ガス設備工事、取捨槽、衛生陶器設備工事、ポンプ、高置水槽設備工事、屋内給排水箱設置工事、防露工事等でございます。本件につきましても、空調並びに給排水の大手五社を選定いたしました。入札を行なったわけでございますが、入札の結果は別添「入札の結果を示す調

書面に記載のとおり、第二回目をもうまい、カヘ工業株式会社、四百百万円で落札いたしました次でございす。二期いたしましたしましては、電気設備工事と同じく、昭和四十六年二月二日から、昭和四十八年一月三十一日まで、ございす。契約金額、四百百万円をもうまい、カヘ工業株式会社との間に請負契約を締結いたしました、という次でございす。何となく、懐柔ご審議くださいます、よう願うたしまして、簡単でございす。すが、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を許します。

○二ノ（岩田博君） 株式会社、カヘ工業、大興電気株式会社並びにカヘ工業株式会社、の体育館建設関係について、各社の工事経歴を説明願いたいと思ひます。

○総務課長（高水永君） カヘ工業は最近におきましては、昭和四十六年に工費三億四千四百百万円で、埼玉県上尾市に県立体育館を建設しております。電気設備工事の業者については、ただいま予定に、この体育館を予がけたという資料は、ありません。現在

電気業者の経歴内容におきまして、私どものほうに提出されております指定参加願ひの中には、カヘ工業が、電気業者が登録されております。その上、後よりカヘ工業を選定したわけでございます。空調給

排水設備工事の業者につきましましては、福井市に登録してございす。カヘ工業が、あります。その中のカヘ工業よりカヘ工業を選定してございす。カヘ工業が、この体育館を予がけたという資料は、まだ予えには、ございせんが、どこへも、間違いないという業者を選定したわけでございます。

○二ノ（岩田博君） 戻は数年前に、カヘ工業、小規模の給食センターの入れの際、私が、仮久間建設は、工事経歴がない、ということ、で、反対しました。が、理事者は、まかせてもらいたい、といったわけでございます。しかし、建設費、ばにして、倒産してしまつた、ことが、あります。私は、カヘ工業の、つど、工事経歴を、重視するわけですが、ただ、カヘ工業、という名前、前に、とり、わけて、工事経歴も、調べず、に、契約する、ということ、は、も、その、ほか、だ、と思ひます。

カヘ工業組、鹿島建設、カヘ工業、大成建設等、規模、が、大きい、から、内容、が、いい、という、ものでは、な、い、ふ、い、会社、でも、よい、工事、が、できる、場合、がある、わけ、です。

私は工事経費を調べずに入札参加業者をきめろということばかり解
びながらなのであります。おそろく中工務店であるからだいじょうぶ
だとは思います。三徳岡からの工事でございますから慎重に入札
業者を指名してほしかつたと思います。

議長（米次郎男君）以上で質疑を終ります。

おわかりいたします。ただいま議題となっております議案第九十六号か
ら議案第九十八号までの三件についてはこれに同意することにご賛議あ
りませんか。

（「賛議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次郎男君）ご賛議なしと認めます。よって議案第九十六号から
第九十八号についてはこれに同意することに決定いたします。

議長（米次郎男君）日程第二十三議案第九十九号契約締結について
（青森線福生、羽村間公道橋新設工事）を議題といたします。
議事係長として議案の朗読をいただきます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（米次郎男君）朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長 高水求君

（総務課長 高水求君登壇）

○総務課長（高水求君）議案第九十九号について説明申し上げます。

これは現在行なわれております加美平区画整理事業計画内に
おきまして、都市計画街路二七号線と青森線と立派な交差に
なるわけでございますが、通称さんうかぶのところから青森線を横断す
るわけでございますが、それの歩道橋新設工事につきまして市が
直接施行するわけではなく日本国有鉄道に工事を委託するわけ
ですが、委託するにつきまして国鉄側より市としての国体意思の
決定ということで議会の議決をしたものを提出願いたいという要望に
基づきまして提案したものでございまして、二期は昭和十八年五月
三十一日まででございますが、本件につきましてはすでに当初都市計画
事業についての積務負担行為の議決をいただいておりますので、その
範囲におきましてここに記載のとおりの内容の鋼理込板桁架道橋工
事を行なうものでございます。

御手方といたしましては日本国有鉄道東京西鉄道管理局ということでございます。

何とぞ慎重ご審議のうえ原案とおりご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（米次侯男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

○大野行天君 本契約締結に賛成するものでございますが、本事業が完成しますと都市計画街路六・七号線は主幹道路になるのではないかと存じます。その場合に車道と歩道をあわせて二メートルたらずの幹線道路ではたして今後の交通量に対し交通の停滞を防ぐことができるかどうか。また樹下空間が四・五メートルでは大型車の場合など相当の停滞をきたすのではないかと存じます。この規模構造で契約をしなければならぬという理由を説明していただきたいと思います。

○都市計画課長（浅見裕康君） 大野議員さんのご質問に答えたいと思います。

ご指摘のとおり車道は九・五メートルでございます。六・七号線あるいは将来六・七号線が五川・横田間を貫通するということを想定いたしました時点におきまして若干狭小の感じがするわけでございますが、すでに加美平区画整理事業の仮換地指定が終了しております。これ以上幅員をとれないという事情があり、計画上の時点にのきまして現在の道路構造は観念的には多少ご指摘をいただいたような点はまあぬかれたいのではないかと想定しておりますが、仮換地指定等の関係から当初の計画どおりに実施するというところで決定しておりますので、これに基つきまして国鉄側に委託しようというものでございます。

また、樹下の四・五メートルの問題につきましては、現在については道路構造条例上の制限内に入っております。四・五メートル以上あればよろしいということになりますので、道路構造条例に基つきまして樹下空間四・五メートルとしてとつてあるということで、ただいまの変更ができるかどうかというご質問でございますが、残念ながらこの計画に基つき国鉄側に委託いたしますと施行したいというふうに考えておりますのでよろしくご協力のほどをお願いいたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長 (末次慎男君) 以上で質疑を終ります。

おわかりいたします。 たいま議題とつづけてまいります。議案九十九号についてはここに同意することに決意いたしましたか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長 (末次慎男君) ご賛成と認めます。 ようて議案九十九号についてはここに同意することに決意いたしました。

議長 (末次慎男君) 日課中へ四請願中へ三建設労働者に対する

し労働者保険の適用と建設関係組合に対する国庫負担増額等に関する請願書を議題といたします。

事務局長として請願書の朗読をいただきます。

(島田議会事務局長朗読) 別添参照

議長 (末次慎男君) 朗読は終了しました。

紹介議員の川産清一君から本請願趣旨の説明を求めます。

五番 川産清一君

(五番 川産清一君登壇)

五番 (川産清一君) ご指名がありましてので本請願書に対する紹介議員を代表いたしまして私から説明をさせていただきます。

請願の趣旨内容はたいま事務局長が朗読されたとおりでありまして、福祉の前面に打ち出されております一つに国民皆保険があり

ますが、この保険制度も内容はもうもうで格差が大であります。

たいま朗読されたとおり建設労働に従事する方々は昨年五月に日産労働者健康保険の機制適用が廃止されたために、

やむなく国保組合を設立し今日におよんでおりますが、公営国保に比較して国保補助率が低いために約二倍の保険料を負担

している現状でありますので、財政の援助と格差の解消を訴え

また外国人に対しても保険の適用を認められたいとするもので、関係者から事情を聞くに及びまして同情を禁じ得ずここに紹介議員の労をとった次第であります。

賢明なる議員諸兄の絶大なる賛成をいただき本請願の実現の一日も早くからんことを切願いたしまして簡単ではあります。